

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金 お手続き窓口が、特に混雑しやすい時期をお知らせします。

1月	
★ 2月	中旬 国保 所得申告の勧奨 下旬 国保 高額療養費勧奨ハガキ発送
★ 3月	中旬 国保 所得申告の勧奨
★ 4月	1日～ 年金 保険料 学生納付特例の申請受付開始 1日～ 国保 新年度における新規加入・資格喪失手続き 下旬 国保 高額療養費勧奨ハガキ発送
5月	
★ 6月	下旬 国保 保険料決定通知書の発送
★ 7月	1日～ 年金 保険料 免除・納付猶予の申請受付開始 上旬 国保 高額療養費勧奨ハガキ発送 中旬～下旬 国保 高齢受給者証の更新証の発送 中旬～下旬 後期 被保険者証の更新証の発送 保険料決定通知書の発送
★ 8月	1日～ 国保 後期 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証書の更新申請受付開始 中旬 国保 所得申告の勧奨 下旬 国保 高額療養費勧奨ハガキ発送
9月	
★ 10月	中旬～下旬 国保 被保険者証の更新証の発送 下旬 国保 高額療養費勧奨ハガキ発送
11月	
★ 12月	下旬 国保 高額療養費勧奨ハガキ発送

国民健康保険

高額療養費勧奨ハガキ発送(2・4・7・8・10・12月)

高額療養費*の支給申請がお済みでない可能性のある方に、勧奨はがきを送付しています。受診より、2年以内は申請可能です。
*医療費が高額になり自己負担限度額を超えた場合、支給申請を行うことにより、その超えた分の払い戻しを受けられる制度です。

所得申告の勧奨(2・3・8月)

すべての加入者の所得状況を把握するため、市・府民税の申告が必要のない方を対象に、申告書の提出をお願いしています。

新年度における新規加入・資格喪失手続き(4月)

年度の切り替わる時期は、就職・離職等により国民健康保険等の手続きが多くなります。

保険料決定通知書の発送(6月)

国民健康保険料の決定を行い当年度の国民健康保険料を通知します。

高齢受給者証の更新証の発送(7月)

70歳から74歳の方が医療機関などで診療を受けるときの自己負担割合は、課税所得や収入金額によって異なるため、自己負担割合を表示した高齢受給者証を交付します。

自己負担割合は、「2割」または「3割」です。有効期限(8月初～翌7月末)

被保険者証の更新証の発送(10月)

有効期限の到来による更新被保険者証(有効期限:11月初～翌10月末)を簡易書留により発送します。

国民年金保険

保険料 学生納付特例の申請受付開始(4月)

加入者のうち、学生の方の保険料納付が、申請により猶予される制度です。(1年度=4月～翌年3月)

保険料 免除・納付猶予の申請受付開始(7月)

保険料の納付が、「免除」または「猶予」される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権が確保されるだけでなく、万一の事故等により障害を負ったときの障害基礎年金の受給権を確保することができます。(1年度=7月～翌年6月)

後期高齢者医療

被保険者証の更新証の発送、 保険料決定通知書の発送(7月)

有効期限の到来による更新被保険者証(有効期限:8月初～翌7月末)を簡易書留により発送します。また、後期高齢者医療保険料の決定を行い当年度の後期高齢者医療保険料を通知します。

国民健康保険・後期高齢者医療

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額 適用認定証書の更新申請受付開始(8月)

入院や高額となる診療、調剤の予定があり、限度額を超える自己負担額が見込まれる場合、申請により限度額適用認定証等を交付しますので医療機関等でご提示すれば窓口での自己負担が限度額までとなります。(70歳以上の方の一部には申請不要な方もおられます。)

★の時期は、1～3時間と待ち時間が長くなる可能性があります!

特に書類等の発送から1～2週間程度は、多くのお客様が申請・相談等に来庁されるため、長い待ち時間が生じる・電話が繋がりにくい等のご不便をおかけしております。

ご来庁の際は、

- ①スケジュールに余裕があるときに
- ②可能な限り混雑する時期を避けて
- ③あらかじめご相談内容をまとめて

お越しく下さい。

皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

番号札の取り間違いにご注意ください。
窓口によって取扱い
業務が異なります。

11番
窓口

国民健康保険、後期高齢者医療
制度、国民年金に関すること。
(各種申請等)

12番
窓口

国民健康保険の保険料納付・
相談に関すること。

なお、各種保険料等は、区役所5階の銀行派出所、「大阪市公金収納取扱店」の看板のある金融機関、コンビニ*等でもお支払いいただけます。*コンビニ収納用のバーコードを印刷している納付書で、1枚あたりの金額が30万円以下の納付書に限る。